

## 4月1日付けで市職員123人が異動

### 問 総務課 人事係 (Tel.64-1502)

- 市職員の人事異動を4月1日付で行いました。異動は次のとおりです。(カッコ内は前所属。課長補佐級、係長級、係員の異動については、総務課人事係に職員配置表を備えています)
- 行政職員**
- 【部長級】**
- ▽市民部 市民部長兼市民課長 松尾和久 (環境衛生課長)
  - ▽保健福祉部 保健福祉部長兼福祉事務所長 盛田勝徳 (市民部長兼市民課長)
  - ▽議会事務局 議会事務局長 椏嶋晋治 (総務課長)
- 【課長級】**
- ▽総務部 総務課長 平川貞雄 (総務課長補佐兼人事係長)
  - ▽会計課 会計課長 野田英一 (税務課長補佐兼市民係長)
  - ▽保健福祉部 福祉課長兼福祉事務所副所長 末吉建 (福祉事務所長)
  - ▽環境経済部 介護支援課長兼地域包括支援センター長 宮崎真由美 (会計課長)
  - ▽環境衛生課長 宮崎眞 (農林水産課長)

### 行政職員7人、消防職員1人を新規採用しました (4月1日付)



- 新規採用職員 (4月1日付)**
- 【前列左から】**
- ▼村田優樹 (消防本部総務課付)
  - ▼平川愛実 (健康づくり課国保年金係)
  - ▼森こころ (市民課住民係)
  - ▼斉藤羽音 (健康づくり課医療係)
- 【後列左から】**
- ▼岩屋眞羽 (建設課道路係)
  - ▼新谷志歩 (企画振興課企画係)
  - ▼服部紗央理 (企画振興課情報推進係)
  - ▼松藤祥子 (子ども子育て課子ども子育て係)

- 農林水産課長 坂本生治 (都市計画課長補佐兼住宅政策係長)
- 【退職者 (令和4年3月31日付、課長級以上)】**
- 田中裕樹 (議会事務局長)
  - 松尾博 (保健福祉部長)
  - 石橋由子 (介護支援課長兼地域包括支援センター長)

- 消防職員**
- 【課長級】**
- 救急課長兼署長 金子隆 (予防課長兼署長)
- 予防課長 岡崇洋 (予防課長補佐兼指導係長)

## 副市長就任のごあいさつ



みえの なおみ  
三重野 直美

【略歴】平成12年福岡県採用。30年4月保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材係長。令和3年4月総務部行政経営企画課企画主幹。

このたび、市議会で選任のご同意を賜り、4月1日付けでみやま市副市長を拝命しました三重野と申します。これまで県行政に携わってきましたが、縁あって20数年ぶりに生まれ育った場所に戻り、仕事をする機会をいただきました。日々、その職責の重さを痛感しております。本市を含む有明圏域は、高齢化率が県平均を大きく上回っており、県内でも高齢化が進んだ地域となっています。また、市内の小中学校では統廃合が進み、少子高齢化が進行した状況において、SDGsが掲げる「住み続けられるまちづくり」への対応は喫緊の課題となっています。

そのような中、市では、九州初となる自動運転サービスのコミュニティバス運行や、バイオマスを活用した資源循環型のまちづくりなど、特色ある取組が行われています。さらに新たな地域資源を見つけ、さまざまな側面から魅力を引き出し、新たな発見と活用につなげることができればと考えております。

微力ではありますが、これまでの行政経験を生かし、松嶋市長を補佐し、みやま市が目指す「人と自然が共に育み、つながり、成長しつづけるまち」の実現に向け、尽力してまいります。

## 教育長再任のごあいさつ



まちどり ひろと  
待鳥 博人

【略歴】昭和51年福岡県採用。平成22年瀬高中学校校長。24年4月山川中学校校長。26年4月みやま市教育委員会指導室勤務。31年4月から教育長。

3月議会で教育長として再任いただき、その職責の重さを感じております。

これまでの3年間、学校教育では、「子どもにとって、行きたい、学びたい、楽しい学校づくり」、社会教育では、学びと活動の好循環を推進してまいりました。

再び教育長として仕事ができる機会をいただきましたので、教育大綱の基本理念にあります「みやまに学び、みやまを愛し、みやまに貢献できる人づくり」をめざしてまいります。大きなプロジェクトもございます。

1つ目は、高田小学校の令和5年4月開校へ向け、子どもたちにとってより望ましい教育環境を整備し、健やかな育ちを支えてまいります。

2つ目は、市民の夢と希望が託されている総合市民センター(MIYAMAX)の、10月1日開館へ向けての準備と、開館後の市民の皆様の利用拡大を図ります。

3つ目は、子どもの数の減少や施設老朽化などを見据えた学校給食施設の集約化に向けた計画づくりに、学校関係者や保護者の皆様のご意見を尊重しながら取り組んでまいります。

みやま市の教育が、ますます充実することをめざし、努力してまいりますので市民の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

### 委員の紹介 任命・選任された皆さんを紹介します。



公平委員会委員  
あさひ かずお  
浅山 和生 (再任)



固定資産評価審査委員会委員  
かのの せつこ  
桑野 セツ子 (再任)



固定資産評価審査委員会委員  
かとう ただし  
加藤 忠 (再任)



固定資産評価審査委員会委員  
さかの ひろかず  
坂梨 一広 (新任)

**前副市長退任のごあいさつ**

このたび、3月31日をもって副市長を退任いたしました。平成31年4月から、松嶋市長のもとで職員一丸となり、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、さまざまな課題解決に取り組むことができました。市民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様の温かいご指導、ご支援、ご協力の賜物と深く感謝し、心からお礼を申し上げます。福岡県に戻りましても、本市でお世話になったご恩を忘れず、微力ではありますが、ふるさとの発展のために関わってまいりたいと思っておりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、みやま市の更なるご発展と、市民の皆様の益々のご健康、ご多幸をお祈り申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。

3年間、誠にありがとうございました。

みやざき けいすけ  
宮崎 敬介

## 認知症カフェの設置・運営事業費の一部を補助します



問 地域包括支援センター (Tel64-1516) 市ホームページ

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが誰でも気軽に集まることができ、認知症に関する情報を共有し、お互いを理解し合う場です。認知症カフェの取り組みを支援するため、開設、運営にかかる事業費の一部を補助します。

現在、市内には瀬高地区に「オレンジサポートカフェみやま」、山川地区に「よりの森」の2か所を開設しています。

**■ 補助の内容**  
 ・対象経費の合計額から収入金額を控除した額（1月当たり上限1万円）  
 ・新規開設費用（初年度のみ、上限3万円）  
 ※いずれも予算の範囲内で交付。

**■ 地域包括支援センター窓口で「認知症カフェ運営補助金申請の手引き」を配布しています。申し込み方法など、詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。**

## 住宅耐震改修工事費の一部を補助します



問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540) 市ホームページ

**■ 対象となる住宅**  
 市内にある昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した、木造戸建ての住宅

**■ 対象となる工事**  
 (二財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強工事

**■ 対象者**  
 市税などを滞納しておらず、当該住宅を所有しているまたは居住している人

**■ 補助額**  
 耐震改修工事に要する費用の2分の1(上限60万円)

**■ 補助を受ける場合、令和5年2月末日までに完了報告することが条件です。工事途中、工事後の申請は受け付けられません。**

**■ 申請期間**  
 5月2日(月)～10月31日(月)

**■ 申請方法など詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。**

## 地域ボランティア活動に安心を

問 総務課 庶務法制係 (Tel64-1502)

市では、市民活動中の事故に備えて、「コミュニティ活動災害補償制度」として保険に加入しています。

**■ 補償の対象**  
 ボランティア団体、公民館、自治会などが行う非営利活動中の傷害事故および損害賠償責任事故

**■ 補償の対象とならないもの**  
 自然災害・故意による事故、脳疾患、疾病、心神喪失による事故または他覚症状のないむちうち症や腰痛、危険度の高い活動中の事故など

**■ 手続きの流れ**  
 ① 事故が起きた場合は、各団体の責任者を通じて、総務課または市の所管課まで連絡ください。  
 ② 事故報告書に必要事項を記載し、市役所総務課に提出ください。  
 ③ 補償対象であると保険会社が認められた場合、本人へ連絡があります。その後は、請求からお支払いまで保険会社と本人のやり取りとなります。

**■ 補償の対象となるかなど、不明な点は総務課へお尋ねください。**

**■ コミュニティ活動災害補償制度の補償内容**

区分		補償金額(限度額)	
損害賠償責任補償 ※1回の事故につき、5千円は自己負担(免責)です	対人(身体賠償)	最高1人6千万円、1事故3億円	
	対物賠償	財物賠償 最高1事故につき300万円	受託物賠償 1事故につき300万円
傷害補償	本人の事故	死亡補償金	300万円
		後遺障害補償金	300万円から9万円(程度による)
		入院補償金	日額:3千円(180日限度)
		通院補償金	日額:2千円(90日限度)

※この補償制度は治療費を補填するものではありません。

## 若者移住・定住通勤定期利用支援金、奨学金返済支援補助金



問 企画振興課 地方創生係 (Tel64-1550) 市ホームページ

**NEW 【若者移住・定住通勤定期利用支援金】**  
 九州新幹線、JR、西鉄電車のいずれかを利用して通勤している人に、通勤定期利用支援金を最大36万円(12万円/年)補助します。

**■ 要件**  
 ・市内の駅または新大牟田駅、筑後船小屋駅から市外の駅を利用して通勤している人  
 ・申請日時時点で満35歳以下の人 など

**■ 補助金額**  
 定期券の月額相当から通勤手当を控除した額(※)×通勤月数(最長36月)  
 ※上限額：九州新幹線を利用の場合11万円、その他15千円。

**【奨学金返済支援補助金】**  
 奨学金などの貸与を受けて進学し、筑後地域内で働く人に最大54万円(18万円/年)を補助します。

**■ 要件**  
 ・奨学金などを返済している人  
 ・申請日時時点で満30歳以下の人  
 ・筑後地域内の中小企業などに1年以上継続して雇用されている人や、市で起業、就農して1年以上継続している人 など

**■ 補助金額**  
 年間の奨学金返済額×4分の3(上限18万円)×3年

**【共通事項】**  
 詳しい条件、申請方法などは市ホームページまたは問い合わせください。

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です



問 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。住民の皆さんの身近な相談相手・見守り役として、地域の安全・安心のために活動しています。子どもたちを見守り、子育てや妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う児童委員も兼ねています。

**どんな活動をしているの**  
 介護の悩みや子育ての不安、生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。相談内容に応じて関係機関へのつなぎ役となったり、高齢者や障がいのある人の見守り、子どもたちへの声かけなどを行います。

※民生委員・児童委員は秘密を守る義務があります。

**民生委員・児童委員の日**  
 民生委員・児童委員の活動を進めるには、住民の皆さんとの信頼関係を築いていくことが大切です。

全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定め、さまざまなPR活動を行っています。この機会に民生委員・児童委員の存在や活動について関心を深めてもらい、活動へのご理解、ご協力をお願いします。

**今年は改選の年です**  
 民生委員・児童委員の任期は3年です。今年は一斉改選の年になり、令和4年12月1日から新しい任期がスタートします。

## ブロック塀などの撤去費の一部を補助します



問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540) 市ホームページ

**■ 対象者**  
 次の要件を全て満たす人  
 ① 過去に同じ内容の補助金を受けたことがない人  
 ② 市税の滞納がない人  
 ③ 暴力団関係者でない人

**■ 対象となる工事**  
 市内の道路に面する高さ1.5以上のブロック塀などを全てまたは一部撤去する工事

※診断カルテで40点未満が条件。

**■ 補助額**  
 撤去に要する費用の3分の2(上限16万円)

※予算の範囲内で先着順。

**■ 交付申請には事前相談が必要です。補助金交付決定前に工事に着手した場合は補助の対象となりません。**

**■ 申請期間**  
 5月2日(月)～10月31日(月)

**■ 申請方法など詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。**

## みやま市への企業の進出、事業拡大をサポートします

問 商工観光課 企業誘致推進室 (Tel64-1543)

市ホームページ



市内に工場などを新設・増設する企業への、優遇制度があります。工場などの新設・増設を計画される場合は相談ください。

■優遇制度の内容

- ① 操業開始から3年の固定資産税の課税免除
- ② 操業開始から3年以内にみやま市民を3人以上雇用した場合、1人あたり30万円の奨励金を交付（総額1500万円以内）
- ※1年以上雇用されていること。

■要件

- ① 新設・増設に要した投下固定資産（土地を含む）の取得価格が2700万円を超えていること
- ② 従業員を5人以上雇用していること

【企業誘致用地等登録制度】

5千平方メートル以上の私有地を企業誘致用地として登録し、企業が立地して操業開始に至った場合、その登録者に報奨金を支払います。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 老朽危険家屋などの除去費用の一部を補助します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540)

市ホームページ



■対象となる家屋

事業者が除却工事を行うもので、次の要件を全て満たした建築物

- ① みやま市内の空き家など
- ② 周辺の住環境を悪化させ放置されている木造もしくは軽量鉄骨造の建築物
- ③ 家屋などの老朽危険度の判定が本市で定める一定の基準を満たすもの
- ④ 所有権以外の権利が設定されていない建築物（権利を有する者からの承諾を得たものを除く）
- ⑤ 公共事業に伴う移転、建て替えその他の保障の対象となっていない建築物

■補助額

家屋などの除去および処分に必要な費用の2分の1以内（上限45万円）

※同一敷地内で1回限り。

※予算の範囲内で先着順。

■交付申請には事前相談が必要です。補助金交付決定前に工事に着手した場合は補助の対象となりません。

■補助の対象になるかどうか、申請方法など詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

## ブラジルチドメグサなどの特定外来生物の除去にご協力ください

問 建設課 水路係 (Tel64-1531)

近年、みやま市内の水路にブラジルチドメグサやホテイアオイなどが繁茂しています。これらの水草は特定外来生物に指定されており、生態系に影響を及ぼす恐れがあります。職員の巡回などで、できる限りの除去に努めていますが、根絶には至っていません。

完全に除去するには、小さいうちに取り除くことが効果的です。秋から冬にかけて繁殖力が弱まり、小さくなっているものも多いので、人力でも除去しやすくなります。

建設課では、除去のための道具を貸し出しています。地域での清掃活動の際に積極的な除去への協力をお願いします（除去した水草は水路畦畔などに集めてください）。



▶ブラジルチドメグサの繁殖状況



◀除草作業

## 市役所の仕事で聞きたいことはありませんか(出前講座)

問 社会教育課 社会教育係 (Tel32-9180、Fax32-9192)

市ホームページ



職員が皆さんのもとへ向いて、市民生活に関することや市政の仕組みなどについて説明します。

■対象

市内在住または通勤している10人以上の団体やグループ

■内容(全60講座)

防災関係講座・軽スポーツ紹介・市の歴史と文化財・住宅防火・体力測定などが人気メニューです。

【新メニュー】▼マイタイムライン作成▼地域の防災力向上のために▼避難行動要支援者の支援▼マイナンバーについて▼ゼロカーボン講座▼お家でできる温暖化対策講座▼地域・学校のつながりづくり▼水辺の安全教室▼守れわがまち消防団

■開催時間・場所

午前9時から午後9時まで(土曜・日曜含む)の間で2時間以内。場所は市内に限りません。

■申し込み方法

講座担当課と打ち合わせ後、開催希望日の2週間前までに、申請書に必要事項を記入し、社会教育係へ持参・郵送・ファクスで申し込みください。

※申請書は社会教育係、市民課住民係、高田支所市民サービス係、まいピア高田、山川市民センターに配置しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※特定の政治・宗教または営利を目的とした催しなど、職員を派遣できない場合があります。

※出前講座は派遣職員の説明に対する質問や建設的な意見交換は含みますが、学習の場であり苦情を述べる場ではありません。

※福岡県などでも出前講座を行っています。詳しくは社会教育係まで問い合わせください。

## 投票所が変わります

問 市選挙管理委員会 (Tel64-1554)

投票区 (投票所)	行政区など
第1投票区 (まつばら館)	変更なし
第2投票区 (旧上庄小学校)	
第3投票区 (瀬高小学校)	
第4投票区 (舞ハウス)	真木 (一部)、大江、有富、宮園、広安、南大木、北大木、松田西、松田東、北広田、富寿園、 <b>上小川、東町、吉井、堀池園、合ノ瀬団地</b>
第5投票区 (瀬高農村環境改善センター)	変更なし
第6投票区 (太神保育園→ <b>長島交流館</b> )	
第7投票区 (みやま市立図書館)	
第8投票区 (くすのき館)	
第9投票区 (清水公民館)	山中、禅院、平田、小田、小田西、唐尾、中島、上長田、楠寿園、親和園、 <b>下長田、上坂田、船小屋病院</b>
第10投票区 (旧山川南部小学校)	変更なし
第11投票区 (旧山川東部小学校)	
第12投票区 (江浦小学校)	
第13投票区 (二川小学校→ <b>市役所高田支所</b> )	
第14投票区 (あたご苑)	
第15投票区 (開小学校)	
第16投票区 (桜舞館小学校)	
第17投票区 (旧竹海小学校)	

※赤字は投票所の変更、青字は投票区再編による変更

瀬高地区の一部の投票区を見直し、全17投票区に再編しました(変更前は全19投票区)。次回参議院議員選挙(7月予定)から変更となります。また、第6投票区・13投票区の投票所も変更となります。

変更内容は左表のとおりです。投票所にお越しの際は、間違えないようご注意ください。